(傍線部分は改正部分)

改正後

単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法

単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

2.1 造作用単板積層材

格付の表示の様式は図1とし、次のa)からe)までのとおりとする。

(図略)

図1-造作用単板積層材の格付の表示の様式

- **a)** \underline{A} は 20 mm 以上とし、 \underline{B} は \underline{A} の $\underline{9/10}$ としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 等級を表す文字の高さは, Aの1/5としなければならない。
- **d)** 等級は<u>, 1</u> 等又は <u>2</u> 等の別を<u>記載しなければならない</u>。ただし<u>, 表面</u>に化粧加工を施したものに あっては, 等級の表示を省略する。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

2.2 構造用単板積層材

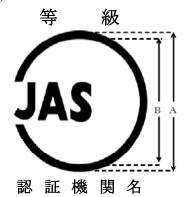
格付の表示の様式は**図2**とし、次のa)からc)までのとおりとする。

<u>一</u> 表示の様式

1 造作用単板積層材

(新設)

(新設)



(新設)

- (1) \underline{A} は20ミリメートル以上とし、 \underline{B} は \underline{A} の9/10とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。
- (4) 等級は、1等又は2等の別を<u>記載する</u>。ただし<u>、表面</u>に化粧加工を施したものにあっては<u>、</u> 等級の表示を省略する。

改正前

- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- 2 構造用単板積層材

(新設)

- 1 -

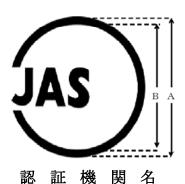


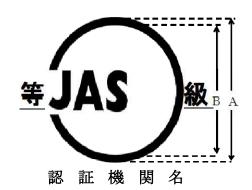
図2 - 構造用単板積層材の格付の表示の様式

- a) A は、20 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- **b)** JAS の文字の高さは,A の <u>3/10</u> と<u>しなければならない。</u> (削る)

(削る)

- c) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- 3 格付の表示の方法

格付の都度,各枚,各本又は各こりごとに,見やすい箇所に貼付し,又は押印しなければならない。



(新設)

- (1) \underline{A} は $\underline{2}$ 0ミリメートル以上とし、 \underline{B} は \underline{A} の $\underline{9/1}$ 0とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。
- (4) 等級は、特級、1級又は2級の別を記載する。ただし、B種構造用単板積層材にあっては、 等級の表示を省略する。
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に5ょう付し、又は押印するものとす。